

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

大阪府大阪市中心区南久宝寺町3丁目1番8号
株式会社カナデビアエンジニアリング

2 入札参加資格停止措置期間

令和8年8月20日から令和8年9月19日まで（1月間）

3 入札参加資格停止理由

株式会社カナデビアエンジニアリングが建設業法第15条の第2号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことは、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局から令和8年6月19日付で同法第28条第1項による指示処分を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第9項第3号エに該当（建設業法または業務関連法令違反行為）

「有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、指示処分を受けたとき。
（1月）」